

質問事項	質問要旨
11番 村田周子	
1 ホームページの充実について	<p>ホームページは自治体の「顔」であり、行政サービスの一端をになうものです。</p> <p>そして、町政推進の方針や住民への姿勢がよみとられるほか、防災・危機管理情報などを24時間発信可能な情報システムであり、住民が必要な時に必要な情報を瞬時に取り出せる情報媒体として、その役割はますます高まっています。</p> <p>ホームページの利用者は若者から高齢者まで、そして、障害者、外国人など幅広く、それぞれに求める情報も多様です。行政が発信する情報は増大する中、誰もが迷うことなく必要な情報に到達できるような使いやすさが求められています。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 町ホームページの改善・充実について</p> <p>① 町ホームページが見にくいと言うことを住民から聞きますが、本町ホームページの現状と課題をどのように認識し、改善をはかろうとしていますか。</p> <p>② 本町ホームページの充実を図るため、以下の3点を提案します。</p> <p>ア) 行政の情報を発信する「行政ページ」だけでなく精華町の魅力を発信する「行政ページ」を。</p> <p>イ) 精華町に住むきっかけづくりと同時に空き家対策となる「定住促進ページ」を。</p> <p>ウ) けいはんなの企業、精華町の産業を全国・世界に発信する「全国・世界へのページ」を。</p> <p>(2) 令和元年度12月議会の一般質問で取り上げた「ボランティア活動の住民への情報提供」について、その後の進捗状況について</p> <p>① 本町ホームページにおけるボランティア団体などの紹介ページの充実は。</p> <p>② サンタウン高の原にある「まちの情報カウンター」の住民への周知は。</p>
2 防災について	<p>近年では、豪雨による災害、台風による被害も多発しています。災害から「自分の命・家族の命を守る。」から「隣近所の命を守る、地域の命を守る。」そして、「取り残される要配慮者の命を守る。」ことが重要な課題であり、要支援者の必要性が問われています。</p> <p>そして、住民が防災についての知識・実践を通しての学びあい、自</p>

覚を身につけて、災害が発生したときのために備えていることが大切であります。

昨年3月、内閣府からの「避難勧告等に関するガイドラインの改定」で各避難レベルによる住民のとるべき行動がわかりやすく提供されています。

そこで、伺います。

(1) 防災行政無線について

① 今年5月2日から6日の各10時と13時、防災行政無線で「こちらは精華町です。ただいま、京都府に新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されています。不要不急の外出は控えましょう。」と放送された。

私の住んでいる祝園西一丁目は近くの川西小学校にある防災行政無線から聞こえてきますが、「聞こえにくい、わからない、知らなかった。」等の住民の意見が多くあり、「改善してほしい。」と言う要望があります。では、5月に行われた防災行政無線放送の意見・要望が他にもありましたか。防災行政無線放送の実情は。

② 防災行政無線の役割は。緊急連絡の機能を果し得ていますか。

③ 防災行政無線以外のスマホ・携帯電話などへの緊急メッセージメールの活用は。

(2) 自主防災組織について

① 昨年度の自主防災組織での活動内容は。

② 昨年度の自主防災組織の防災訓練の実施は、自主防災組織単独に実施、または、町の防災訓練にあわせて実施していますか。

③ 自主防災組織が災害時の要配慮者に対する計画は定めてありますか。

④ 自主防災組織が災害時の要配慮者に対する用務分担は定めてありますか。

⑤ 自主防災組織の課題は。

⑥ 今年度の自主防災組織への訓練指導は。

(3) 祝園西一丁目の排水対策について

① 平成24年8月14日、祝園西一丁目において、床上浸水、自動車浸水など多数の浸水被害がありました。その後、浸水対策も行われました。しかし、今年8月22日午後のゲリラ豪雨があり、その時にも、浸水被害が起こるのではないかと住民は不安がっていました。そこで、これからの祝園西一丁目の排水対策の内容と進捗状況は。

質問事項	質問要旨
18番	坪井久行
1 コロナ問題について	<p>(1) コロナ問題の歴史的位置づけ</p> <p>今年前半、全世界を揺るがしているコロナのパンデミック（世界的大流行）を大局的に見て、基本的な見解を伺う。</p> <p>世界約100か国以上で活動するNGO；世界自然保護基金（WWF）は、6月17日、次のパンデミックを防ぐための緊急行動を呼びかける「報告書」を発表した。その中で、動物由来感染症の主要な要因として、人間による無秩序な生態系への侵入、環境破壊をあげている。そもそもウイルスは、数十億年の歴史を経て生態系の中でネットワークを構築し、人類ともあるバランスの中で共生の関係をつくってきたが、資本主義のもとでの利潤第一主義がこのバランスを壊し、新しい感染症を出現させている。</p> <p>WWFは「報告書」で、パンデミックを防ぐために、動物と人類とそれとをとりまく生態系の健康を、一つの健康ととらえる「ワンヘルス」アプローチを人類の未来のために提起している。</p> <p>もう一つの視点で人類史を見ると、パンデミックは、社会の矛盾を顕在化・激化させることによって、時として歴史を変える契機になりうるのではないか。例えば、14世紀のペスト（黒死病）は中央アジアから出現し、欧州をなめつくし、欧州人口の3分の1近くが犠牲になった。その結果、極端な労働力不足が発生し、農業労働者の地位が向上し、そして、農奴の自由農民化が進行し、14世紀末には農奴制の崩壊が進んだ。つまり、ペストは農奴制から資本主義への歴史の進行を加速させる一つの契機となった。今、米国で黒人暴行死事件を機に、植民地主義、奴隷制度への歴史の見直しを迫る運動が起きていることも歴史変革の兆しだろう。また、コロナに襲われた世界は今、「新自由主義」（全てを市場原理に委ね、全ての規制を取り払い、資本の目先の利潤を最大化していく考え方）の破綻が露わになった。特に、2008年のリーマンショックを契機にした「新自由主義」に基づく「緊縮政策」の押し付けで、コロナ危機の前から、欧州諸国の医療システムはボロボロにされており、ウイルスが襲ってきた際に、あっという間に医療崩壊が引き起こされた。これは日本でも例外ではなく、長年の医療費削減路線の結果、医療崩壊の瀬戸際に立たされているのは、目の前に見ている通りである。今こそ、「新自由主義」からの転換で人間を大事にする政治をとりもどすべきではないか。</p>

	<p>こうした二重の視点で「コロナ問題」を大局的に見れないか。町の基本的見解を伺う。</p> <p>(2) 学校における感染症対策（特に、少人数学級の実施）</p> <p>学校における感染症対策のためにも、また、子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、教職員を思い切って増やし、少人数学級を実現することが切実に求められており、国民・住民から注目されている。特に、京都方式の少人数学級が適用可能な本町にとっては、教育行政の柔軟な精神と「子どもを守る町」への熱い心によって、今こそ、少しでも実現することが求められる。基本的な見解と具体化を伺う。</p>
<p>2 くるりんバスの運行改善について</p>	<p>高齢化社会への進行に伴い、高齢者、障害者など交通弱者の足の確保のために、住民要望に基づき、くるりんバスの改善が求められる。</p> <p>くるりんバスは「高齢者や交通弱者の足として、公益性の高い施設を結び、地域交流の促進を図り、福祉を増進する」と定義づけられている。住民団体の住民アンケートによれば、福祉・教育施策の充実とともに要望の高いのが「交通施策の充実」だった。その中で、くるりんバスへの要望として次の2点が集約された。</p> <p>(1) 遠隔地（既設のバス停から500m以上離れた地域）への運行。</p> <p>特に、中久保田・滝ノ鼻東部（約500m外）、旭、東畑奥地（ともに実質約1600m外）から強い要望がある。具体化できないか。</p> <p>(2) 運行本数の増加。</p> <p>特に、南部地域の方が役場やかしのき苑などから帰る場合、本数が少なく、増便を求める声が強い。その要望に応えるために、ひと工夫してもう1台増車したらどうか。</p>
<p>3 地域資源シリーズその2（竹資源）について</p>	<p>竹資源についての6月会議の一般質問に対するご答弁は「放置竹林が森林環境や住民生活に影響を及ぼさないよう、引き続き放置竹林の整備や活用を含めた適正に関する情報発信に努めたい」であった。しかし、森林行政についての根本的な打開策が必要ではないか。そこで、「京都府森林利用保全指針」を見ると、『森林行政の現状を「過疎化や高齢化の進展等により手入れの不足した森林の拡大や、所有者や境界が不明な森林が増加する中、想定を超える局地的な豪雨や大規模台風が頻発するなど山地災害の発生リスクが増大している」と捉え、その打開策として、『①森林の防災機能の効果的な発揮②資源の循環利用の促進③森林づくりの多様な担い手育成と活動の視野を拡大する取り組みが必要』と指摘。特に、山城地域では、『放置竹林の拡大防止など防災、景観、生物多様性に配慮した健全な竹林の保全や健康増進の場としての多様な樹木が生育する森林など、多面的機能が良好</p>

	に発揮される森林をめざす』としている。これらの視点から、竹林の ①防災機能②循環利用③担い手育成について、本質的な施策を伺う。
--	--

質問事項	質問要旨
3番 奥野弘佳	
1 災害復旧工事と入札について	<p>例年に増して今年は連日猛暑日が続いている。各地で局地的な豪雨が発生しており、気象ニュースでは海水温が高いため大型の台風が発生する恐れがあると報じられており、本町においても今後災害が発生するような豪雨があるのではないかと危惧しているところである。</p> <p>しかしながら、本町においては災害復旧工事について、入札参加者がなく流会となる状況が発生し、不便を感じている方がおられる。流会を無くする方法として町の考えを伺います。</p> <p>(1) 災害時の緊急工事について発注の手順は</p> <p>(2) 現在、本町は入札参加条件に「手持ち制限」があり、業者が災害復旧工事に参加しにくい状況となっているのではないかと考えます。「手持ち制限」の条件を見直しする考えはないか。</p> <p>(3) 京都府で実施している技術者の複数現場の配置について、見直しの考えはないか。</p>
2 総合評価方式の導入について	<p>建設工事の品質向上のため、京都府や他の自治体では工事成績を次回以降の入札時に活用できる総合評価方式を導入されている。</p> <p>本町においても、工事の品質確保や業者の施工意欲の向上のため導入すべきと考えるがどうか。また、現在、工事成績となるものがあるのか。またどのように活用されているのかを伺います。</p>

質問事項	質問要旨
	9番 松田孝枝
1 新型コロナウイルス感染防止と対応策について	<p>新型コロナウイルスの感染拡大は、きわめて憂慮すべき事態となっている。本町にあっても、11例目となる感染者が(8月13日現在)報告され、感染拡大の流れが止まらないのが現状である。</p> <p>日本共産党は7月28日に、総理大臣に「新型コロナ対策に関する緊急申し入れ」を行い、わが議員団もPCR検査の拡大をはじめとする6項目について、町長へ申し入れを行った。</p> <p>6月会議での一般質問や、補正予算審議を通じて、様々な視点から議論が展開されてきたが、今回は次の2点について問う。</p> <p>(1) とりわけ、卒業式を目前にした3月に一斉休校が始まり、長期にわたり日常から大きくかけ離れた環境と条件で過ごすことを余儀なくされた子どもたちへの「こころ」への影響は、計り知れない。</p> <p>学校再開後も「新しい生活様式」が求められ、学校行事も中止や縮小となり、子どもたちにとっては、ますます、不安とストレスが増大している。</p> <p>この一連のコロナ禍の中で、学習の遅れや格差の広がりへの手立て、また、3密回避の条件づくりなど、教育現場に求められることは多岐にわたり、教職員の多忙化も日常化し課題となっている。</p> <p>本町の教育委員会や関係者の方が現場に寄り添いながら、きめ細かな対応をされていることは十分に承知をし評価をした上で、子どもたちの学習の大前提になる「こころのケア」について問う。</p> <p>① 長期休校後の子どもたちの様子はどうか。</p> <p>② 全国的に「子どものこころアンケート」などが取り組まれているが、本町での取り組みはどうか。</p> <p>③ 困難を抱えた子どもたちへの支援のあり方は。</p> <p>(2) 保育所・放課後児童クラブの感染予防策と危機管理対応策</p> <p>① 当該施設での感染者発生時の対応策はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の範囲 ・休所の判断基準(いつ、だれが、どの時点で) ・休所した場合の代替措置の手立て <p>(3) 新型コロナ感染防止に関わって、町HPに「町長からのお知らせ」が掲載されているが、どの時点で、何をどこまで発信するのかの判断基準について問う。</p>

<p>2 大規模小売店の 変更届について</p>	<p>2005年、ユーストア精華台店としてオープンし、2009年にはアピタ精華台店としてリニューアルしたが、今、更にリニューアルするために、一時閉店している。</p> <p>地元の利用者や関係者が注目している。</p> <p>(1) アピタ精華台店 店舗改装に伴う「変更届」とその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 変更内容 ② 地元説明会 ③ 本町としての意見
<p>3 上下水道料金に ついて</p>	<p>(1) 2019年10月から、消費税増税に合わせて、下水道料金が引き上げられた。水道審議会答申では、「将来の料金改定計画については、上下水道事業それぞれの経営環境の変化に対応するためにおおむね3年から5年毎に検証を行う必要がある」とある。</p> <p>新型コロナの感染という事態の中で、国の補正予算を活用して、上水道料金の基本料金の2か月分免除という措置が行われたが、さらなる免除の拡大の予定はないか。また、この社会情勢の中で値上げすべきではないと思うが、現状での検証と今後について問う。</p>

質問事項	質問要旨
7番 山本清悟	
1 いじめ対策について	<p>いじめによる自殺が大きな社会問題となり、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「いじめ防止対策推進法」が平成25年に施行され、本町では平成26年9月に、関係者が連携のもと、社会総がかりでいじめ問題の克服に向け取り組むことが出来るよう、「精華町いじめ防止基本方針」を策定している。</p> <p>平成30年11月新たに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を受け、その一部を改定している。</p> <p>いじめは、「どこの学校で、どの子ども」にも起こり得ることを踏まえ、根本的ないじめ問題の克服に、全ての児童生徒を対象に「いじめの未然防止、早期発見、早期対応」が重要である。との認識で教育に関係するすべての人が、積極的に取り組んでいると考える。</p> <p>いじめは、大人の目に気付きにくく、いじめと判断しにくい形で行われ、深刻ないじめに発展、進行して行く現象が見られ、早期の気づきとその後の対応が大切である。</p> <p>いじめの問題点と課題に対して問う。</p> <p>(1) いじめの最近5年間の傾向と分析を小学校と中学校別に問う。</p> <p>① 認知件数と解消件数(解消率)の傾向とその要因と分析結果。</p> <p>② 要指導件数の傾向とその要因と分析結果。</p> <p>③ 要支援件数の傾向とその要因と分析結果。</p> <p>④ 見守りの状態の傾向とその後の経緯。</p> <p>(2) いじめの要因とその分析結果に対する具体的取り組みをどう進め、子どもたちにどのような効果を上げてきたかを問う。</p> <p>(3) いじめ防止に対する課題を、どのように捉えているのか、今後課題解決にどのように取り組んで行くのか伺う。</p> <p>(4) 新型コロナウイルスの影響で、長期間にわたる学校休業、諸行事の中止・規模縮小、夏休みの短縮など、児童生徒にとって今までに経験のない生活環境のなかで、教育内容のことを始め、人間関係などでストレスが重くのしかかっていると考えられている。</p> <p>このような状況下で、今までにない「いじめ」の形や現れ方が複雑化することが想定される。コロナ禍における学校教育現場での状況の変化がみられるのか。また、これまでのいじめ対策以上の配慮が必要と考えるがそのような対策をしているのかを問う。</p>
2 生徒児童数の減少による学校教育	社会的な少子化傾向の中、本町においては各小中学校において児童生徒数の減少によりクラス数が減少している現状がある。

<p>施設の効率的運用について</p>	<p>0歳児からの入学時までの年齢人口から、今後の入学想定人数を見ると、近い将来は使用教室より空き教室の方が増加することが予想される。</p> <p>近い将来に向けて、学校の本来機能及び維持経費などを含め、総合的な検証を行い、学校の在り方を研究・検討する必要があると考えるが次の点について問う。</p> <p>(1) 現状の小学校と中学校の両校合わせて、1施設内で運営可能な場合、小中児童生徒に対応するための施設などの部分的改修を行い、児童と生徒が同じ建物・敷地内での学校運営を行う、いわゆる小学校と中学校で校舎・敷地を共用する「小中併設校」の必要があると考えるがいかがか。</p> <p>(2) また、併設校が条件に合わない場合は、小学校で行われている教育と中学校で行われている教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度「小中一貫校」の設置も考えて行く必要があるがいかがか。</p> <p>(3) 空き教室の増加傾向に合わせて、空き教室の有効活用を考えておく必要がある。町としてどのように考えているのか問う。</p> <p>また、次の3点を提案するがいかがか。</p> <p>① 児童生徒の自由研究などに開放。</p> <p>② 地域住民のコミュニティ事業の活動や会議の利用などに開放。</p> <p>③ 不登校児童生徒の自由利用のために開放。</p>
<p>3 教職員の働き方改革について</p>	<p>教職員の働き方改革については一般質問などを通じて対策を求め質問してきたところであるが、コロナ禍で様々な学校における業務形態が変容している中、業務量増で教職員の負担が増えている。業務量軽減にどのような対策を取っているのか問う。</p>

質問事項	質問要旨
19番 佐々木 雅彦	
1 ポストコロナの「公共」について	<p>新型コロナウイルスの到来は、平時においての「備え」の脆弱さを露呈した。日本の政治が、国民の人間らしい生活より「経済」とりわけ大企業や富裕層の繁栄が、トリクルダウンさせ、全国民に行き渡るといふ、市場原理優先の政治思想により、結果としてそれらの障壁とされてきた社会保障（コロナ禍では主に公衆衛生部門）の異常なまでの削減となって、国内・国民の混乱と不安を引き起こしている。日本政府の危機対応策の評価が、先進国の中で最下位であることが証明している。さらに、2月末の総理による突然の全国一斉休校要請に代表される科学的根拠のない政治のありようも一因となっている。ポストコロナ時代は、「人間の命を守るケアに手厚い社会」をめざすべきだと考える。</p> <p>(1) 保健所の数が、1994年当時852か所であったのが、今年4月時点で469か所にほぼ半減していることに象徴される公衆衛生・社会保障の現状と原因および展望を問う。また、第2波・第3波に備えるには、第1波の混乱の総括が必要だ。前述のような認識と確認してよろしいか。</p> <p>(2) 現局面で求められている最大かつ有力な予防策は、PCR行政検査の拡大である。日本共産党は、7月下旬に同趣旨の申し入れを政府にしている。厚生労働省も、8月に方針転換して、濃厚接触者に限らず、広く検査の対象にすべきとの通知を発出している。府と連携して、特に医療・福祉分野を軸に感染リスクの高い職域および感染発生地域を対象とした検査の拡充を求める。</p> <p>(3) 政府が旗を振って進めてきた「行政改革」のあり方を見直すべきだ。財政削減を重点にした改革から、住民の安全・安心を担保し、知恵と技を継承できる人や組織をめざすこと。そのためにはゆとりをもって住民と向き合う業務スタイルが求められる。このことを提案するが、認識を問う。</p> <p>(4) 直面する課題として、中学校給食の運営方式が問われている。町長は、この間「民間委託」と表明されている。しかし、昨今の実例では民間委託が必ずしもコスト面で有利ではないことが顕在化してきた。また、上述の危機対応として公共の果たすべき役割や平時からの機能・能力が求められている。直営方式の採用で、ポストコロナ時代へ備えることを提案する。</p> <p>(5) これまでのコロナ対応策について、いくつか確認する。</p> <p>① 8月特別会議で提案された補正予算において、事業者支援策の</p>

	<p>中に、住民主体の介護方式いわゆる法定賃金を払わないボランティアの一部だけを支援対象とした根拠は何か。また、一般的にボランティア活動の主体は、経済的支援もありがたいが、活動への支援を求めている。広くボランティア活動へのコロナ対応支援を求める。</p> <p>② コロナ禍の下、産業の維持は基本的要件である。町内における産業の実態、倒産・休廃業・減収・融資額の推移などを問う（場合によっては、職種別）。さらに、食料安全保障および地産地消の観点から、農業施策に関しコペルニクスの変革に舵を切るべき時ではないかと考える。また、経営の維持・消費の拡大策として住民および近隣市民による消費拡大がポストコロナのキーワードとなる。方針を問う。</p>
<p>2 交通安全および円滑化について</p>	<p>(1) 以前も提起した鉄道をはさんだ東西交通の円滑化は、計画を立てて進める必要があると考える。見解を問う。</p> <p>① 歩行者用通路の確保など踏切の改善見通しを問う。</p> <p>② 踏切遮断時間の改善が進まない原因と見通しを問う。</p> <p>③ 2車線通行のできる東西通路の拡大計画を問う。</p> <p>(2) 東部エリアの信号機設置は、次々と後回しにされてきた。一方で、信号機の少ないルートが「抜け道」として「活用」されている現実がある。対応策を問う。</p> <p>(3) 停止線・一旦停止など、住民が求める軽微な対応策も応じられない原因と代替策を問う。</p> <p>(4) 祝園駅への送迎車両による転回・住宅地通過などが、さほど改善されていない。一般用ロータリーの改善を含め対応策を問う。</p>

質問事項	質問要旨
14番 森元 茂	
1 都市計画の見直しについて	<p>都市計画における線引きの基本的な考え方は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備を進めるため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めるというもので、本町では昭和46年に精華町都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定められたと認識しているが、この線引きの見直しにつきましては、おおむね5年～10年スパンごとに実施される都市計画基礎調査を踏まえて、見直しが行われるものと理解している。そこで、次の項目について伺う。</p> <p>(1) 都市計画法第34条第11号の本町の実態と市街化調整区域の線引き見直しの考えは。</p> <p>(2) これまでのマスタープランの総括と今後の見直し計画は。</p> <p>(3) 幹線道路（山手幹線、植田35号線など）の沿道サービス（道の駅など）を踏まえた見直しの考えは。</p>
2 菅井西・植田南地区区画整理事業について	<p>菅井西・植田南地区区画整理事業については、過去に一旦解散になり、新たに平成27年3月に地権者の有志による準備委員会が結成され今日まで至っているが、そこで次の項目について伺う。</p> <p>(1) 現在までの進捗状況は</p> <p>(2) 賛同者割合は</p> <p>(3) 今後の工程は</p>

質問事項	質問要旨
6番 青木 敏	
1 地区集会所について	<p>先日ある地域の住民と話す機会があり、集会所の件でいろいろと質問をされた。その方が住んでいる地区の自治会で集会所の建替え費用の積立金の話があり、自治会長から建替え費用の1/2を積立なければならないとの説明があった。自治会が負担することに疑問があり、自治会長に、「集会所は精華町のものではないのか」「なぜ、自治会が建替え費用を負担しなければならないのか」と訊ねたら、「町から条例で決まっている」と説明があったとのことである。</p> <p>これ以外の質問として、「自主防災会は地域住民全員が対象であり、集会所は災害時などの一時避難所になっているのではないのか、自治会員以外は使用できないのか」「住民は固定資産税などの税金を払っていて、そのお金も集会所の建替え費用に入っているとすれば、自治会員は余計に費用を取られることになっていないか」「自治会員だけが払うと寄付になるのでは、寄付なら自治会員も含めて住民が認識、理解しているのか」「町は建替え積立金のことを住民、自治会にどういう話をしてきたのか。毎年交代する自治会役員が同様に認識、理解していると思っているのか」などがあった。</p> <p>別件で、ある自治会長から集会所の修繕についての話を聞きたいとのことだったので、修繕補助金の規則を案内し、役場に相談するよう伝えた。そして役場に行って相談した際に、建替えについても聞いたら、集会所の建替えには1/2の負担が必要との説明を受けたそうである。</p> <p>住民からの疑問点から集会所の建替え費用について問う。</p> <p>(1) 集会所は誰のものなのか。</p> <p>① 集会所の土地、建物の所有の実態は。</p> <p>② 集会所の多くが町の所有なら、なぜ建替え費用が自治会負担となるのか。町所有の施設での指定管理者や委託されている施設を建替える場合は町が全額負担しているのではないのか。集会所とこれらの施設とどう扱いが違うのか。</p> <p>③ 周辺自治体を見ると、集会所や公民館等は地元自治会や区などが所有しているところが多い。建替えなどの場合は補助金を出しているが、補助金の額は多いところでも1500万円ほどである。本町は集会所の多くを所有しており、建替え費用の町負担は周辺自治体と比べても大きい。今後の集会所建替え費用についても同様の対応でいくのか。</p> <p>(2) 集会所の建替え費用の負担は自治会なのか。</p>

- ① 集会所の建替え費用は、自治会からの費用だけでなく、自治会員以外の税金も町負担となって支払われている。また、自主防災会の対象者は地域の全住民となっており、災害時などの場合の一時避難所として使用されるのでは。通常の使用や災害時の利用に差があるのか。
- ② 自治会の役員は毎年交代するところが多い、集会所の建替え費用の積立について、自治会にどういう場で、どのように説明をしているのか。また、住民の話の中に分担金の減免についての話は出ていない。分担金の減免についても自治会にどういう説明をされているのか。
- ③ 分担金減免の適切な運用はされているのか。3月議会の予算決算委員会で配布された集会所改築工事一覧（過去10年）を見ると、山田の集会所には減免の適用がない。説明をしたうえで、減免の適用がなかったのか。
- ④ 第5条の適用基準の算式の80円の根拠と自治会等加入世帯数とした理由とその根拠は。なぜ自治会等の加入世帯数なのか。
- ⑤ （分担金の減免）第3条の2にある特別な事情とは。

(3) 今後の地区集会所について

今後の集会所新築等について、次の通り、提案する。

地区集会所新築等についての平米基準を120㎡ほどとして、建て替え費用は全額町負担で3000万円以内とする。（超える部分は地元負担）

町負担3000万円は大きいですが、今までやってきている。

質問事項	質問要旨
10番 山下 芳一	
1 働きかた改革等について	<p>平成30年に「働き方改革関連法」が成立し、地方公務員においても超過勤務命令の上限設定等について必要な対応が求められた。「女性活躍推進法」も見直され令和元年5月に「女性活躍推進法等一部を改正する法律」が成立した。また、障がい者雇用についても「障害者雇用促進法」の改正を受けて、令和2年4月より公務部門への障がい者活躍推進計画の作成が義務付けられた。地方公共団体を取り巻く環境が著しく変化していく中、総務省より「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのハンドブック」が令和2年3月に示されたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策等により教職員を含む地方公務員の心身の負担は増した。</p> <p>これらに関わって問う。</p> <p>(1) 職員のストレスの程度はどうか。産業医等専門家の所見やアドバイスはあるのか。</p> <p>(2) 最近6か月の超過勤務の状況はどうか。</p> <p>(3) 働き方改革においては、町長（首長）のコミットメントが重要であるといわれているが、具体的な内容や対応はどうか。</p> <p>(4) ダイバーシティ推進の取組状況はどうか。</p> <p>(5) 「精華町障害者活躍推進計画」に関わって</p> <p>① 障がい者に限定した募集・採用を行っていない理由は。</p> <p>② 令和元年12月5日に障がい者雇用推進者を選任したが、(令和3年度の見込みも含めて)雇用推進の進捗・見込み状況は。</p> <p>③ ワーク・エンゲージメントの目標（設定値・想定値）を設定しない理由は。</p> <p>(6) 働き方改革は、地方公共団体だけが進めるものではない。行政として本町内の企業や事業所等にどのように関わるのか。</p>
2 小・中学校等への支援について	<p>本年6月会議でも、新型コロナウイルス感染症対策で「衛生管理マニュアル」に照らして、教育現場・保育現場への人的・物的な支援を求めたところであるが、今回は課題を養護教諭と「小学校1年生補助・2年生補助」に絞って問う。</p> <p>(1) 一人職である養護教諭の負担は大きく、新型コロナウイルス感染症対応等を含め負担が更に増しているのを問う。</p> <p>① 養護教諭の負担が増しているとの認識はあるか。認識があるならば、その支援・対応策は。</p>

② 養護教諭が新型コロナウイルスに感染した場合、または濃厚接触者及びその可能性が生じた場合、学校の養護業務をどうするのか。

③ 保健センター等の町職員・保健師が臨機応変に学校現場・保育現場に入ることも有効な手段だと思いがいかがか。また、保健師の業務負担も増している現状や町民の心身の健康に関わる仕事を大切にすることから、学校現場・保育現場に支援に入ることも含め多面的に保健師の業務内容を考え、ゆとりある適正規模を割り出して、人的配置を充実させる必要があると思いがいかがか。

(2) 小学校低学年教育は、新型コロナウイルス感染症対策も含めていろいろな配慮が必要で、初等教育のスタートとしても重要である。今、ある一定条件のもと1年生補助と2年生補助が設けられているが、町単費で総ての1年・2年の学級に補助を付け、現行2年生補助については2学期より削減がなされるが、年間を通して1年生補助と同じ勤務時間にすることにより、より安全面・衛生面等を含め充実した質の高い教育が提供できる。

また、年間を通して1年生補助と2年生補助が全授業・給食時間等に入れるメリットは、児童にとっても、学校教育の振興・運営にとっても、1・2年生補助の先生にとっても大きい。特に補助の先生方の安定した就労や学校の人材確保にも繋がる。「子どもを守るまち宣言」をして、子どもたちが「精華町の未来の宝」だと思えば是非実施して頂きたいがいかがか。

質問事項	質問要旨
	16番 今方晴美
1 せいか365について	<p>2019年の日本人の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳で、いずれも過去最高を更新したことが7月31日、厚生労働省の調査で分かりました。</p> <p>高齢化が進行する中で、大事な事は、単に長生きするという寿命の長さではなく、健康寿命や活動寿命を延ばす地域社会を構築することにあります。</p> <p>こうした中、本町においても、町民の健康を取り巻く様々な課題解決に向けて、平成25年6月「精華町健康増進に係る庁内推進本部」を設置し、様々な手段や機会を活用し、せいか365の普及啓発活動等を展開してこられました。</p> <p>今後もさらに、せいか365の認知度を高め、町民の誰もが、いつでも、自主的に実践できるような取り組みを一層強化し、健康寿命の延伸に取り組む必要があることから、次の点を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) せいか365の認知度をどう認識しているのか。 (2) せいか365プロジェクト数と参画者数、拡充の取り組みは。 (3) 健康ポイント事業の現状と拡充の取り組みは。 (4) せいか365の現状における活動成果は。 (5) せいか365の活動成果を今後どのように検証していくのか。 (6) せいか365の参加者を対象にアンケート調査の実施ができないか。 (7) 健幸クラウドシステムの活用を検討できないか。

質問事項	質問要旨
5番 岡本 篤	
1 精華町におけるコロナ終息後の財政的展望について	<p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大がもたらした経済危機は、いま全世界に及んでいます。</p> <p>我が国においても戦後最悪とも言われ、金融危機であったリーマン・ショックや東日本大震災という天災とは異なる今回の事態は、未知のウイルスという「見えない敵」との遭遇であります。</p> <p>最近、感染者数は再び増加し、感染拡大の第2波ではないかとも言われています。しかし、一方では死亡者数はそれほど拡大していません。検査数が増えれば、感染者数が増加するのは必至であります。「新しい生活様式」を追求しながら「感染症拡大防止対策」と「社会経済活動」とのバランスを取りつつ経済を回していかなければなりません。</p> <p>4月に出された緊急事態宣言以降、これまでの様々な社会経済活動の制約により、飲食関係や交通関係、観光業、農林漁業等は、直接影響が出ているのでわかりやすく非常に厳しい状況に置かれたままである。それに、経済はあらゆるところで連鎖しているので、どこかの流れが止まれば、その流れを受けて他業種も厳しい状況に陥っています。それに伴い、倒産件数も増加しています。新型コロナウイルスの感染が終息したとしても、以前のような経済の仕組みや水準に簡単には戻らないことを十分に認識し、政策や経営の前提としてコロナを常に意識し続けなければならないと思われまます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策としてこれまで講じられてきた巨額の財政支出に伴う国債の発行など政府債務の拡大により、従来からの少子高齢化に伴う社会保障支出の伸びと国民負担率の動向に加え、受益と負担のバランスがさらに大きく崩れ、そのツケは子や孫の世代に背負わせることとなります。</p> <p>今後、経済は緩やかでも回復するものと考えているが、我が国、そして我が町、精華町は、財政的に大丈夫なのかと町民のみなさんは将来に大きな不安を抱えていると感じています。</p> <p>そこで、次の2点を伺います。</p> <p>(1) コロナ終息後、本町は学研都市精華町の優位性を生かしてまちづくりを進めることができれば、必ずやこの難局も切り抜けていけるものと考えているが、果たしてどのような財政的展望を持てるのか、町長の見解を伺う。</p> <p>(2) 改めて財政状況を見ると、本町は財政的自立が約7割しかできていない。その一方で筑波研究学園都市のつくば市は既に財政的</p>

	<p>自立が達成できていると聞く。本町において財政的自立を達成するには、何が必要だと考え、そのためにどのような政策を打つべきと考えるか。町長の見解を問う。</p>
--	---

質問事項	質問要旨
21番 安宅吉昭	
1 狛田地域まちづくりについて	<p>杉浦町長は所信表明で公約に掲げた「学研狛田地区の建設促進と一層の企業誘致、そしてその周辺地区整備である狛田駅整備の推進は、いわばその『本丸』であります。」と力強い宣言をされている。</p> <p>学研狛田東地区（京阪電鉄不動産）の開発は、この秋に京都府の事業認可を受け、来年早々には造成工事が始まるということである。いよいよ着工し、5年程度の期間で整備が進められることになる。そこで狛田地域まちづくりにつき、明確な答弁を求める。</p> <p>(1) 3月定例会議の代表質問「学研狛田東地区開発の基本コンセプトは」に対し、「企業用地を中心に、山手幹線沿いに商業施設などの沿道サービス、多様な都市機能が複合した都市環境を創出する。」という答弁があった。また、「周辺の自然環境や景観に配慮して地域との調和を図りながら、効率的かつ効果的な公共施設の整備と宅地利用の増進による良好な市街地形成を図る。」との答弁もあった。より分かり易い説明を求める。</p> <p>(2) さらに「企業立地による税収確保の見積は」に対し、「学研狛田地区の税収の具体的な数字はないが、租税負担の原則に基づき、少なくともこの地区で生み出された税収をもって狛田駅周辺整備につなげる。」との答弁もあった。分かり易い説明を求める。</p> <p>(3) JR下狛田西広場・東西連絡通路施設の規模や構造などの基本調査が実施されたが、その調査に基づく次の工程はどのようになっているのか。精華町都市計画マスタープラン・「狛田地域まちづくり基本構想」で学研狛田地区の整備は、駅西広場・東西連絡通路の整備が中心的な位置づけと捉える。この計画が具体化されることで、狛田地域の住民には本町の本気の取り組み姿勢が受けとめられると思うが、いかがか。</p> <p>(4) 駅西広場の予定地としては、町道僧坊旭線と旧府道八幡木津線（町道菱田植田線）の三差路の交差点を起点とする南北の一定のエリアがその候補地となるが、どのような見通しがあるのか。このたび、狛田地域住民よりこの交差点の南側に「僧坊前川線と旧府道八幡木津線との交差点に歩車分離信号機設置」の要望・請願が提出されたが、これも駅西広場設計における安全確保のために必要不可欠との見解によるものと理解する。</p> <p>また、その候補地は現在、空き地や田んぼが存在していることから、可能な土地先行取得ができないのか。今、本町に財源がないというなら、「学研都市京都土地開発公社」による取得という方</p>

策はないのか。

(5) 学研狛田東地区の「最寄り駅はJR下狛駅・近鉄狛田駅とする」という考え方が原点にある。狛田自治連合会からの要望にも「交通機関はJR下狛駅と近鉄狛田駅とされたい。」と強く申し入れされている。町の回答には、「当該地域は駅から徒歩圏ということから、バス会社との協議はしておりません」とある。

また、関西文化学術研究都市南田辺・狛田地区基本調査（平成26年3月）には公共交通は「北の玄関口下狛・狛田駅からのバス路線の導入を検討する」とされている。これらの見解につき答弁を求める。

(6) 南田辺・狛田地区基本調査にある「まちづくり」の視点として「この地域は飛鳥～奈良～京都という文化軸上にあり、周辺には歴史的資産が存在することから、今後これらを活かした集客・交流のまちづくりが求められる」とある。

また、狛田地域まちづくり基本構想には「地域資源である社寺や周辺緑地の保全・活用が課題である。」とある。学研狛田東地区は鞍岡山古墳群・鞍岡神社という文化歴史の施設を保有する「鞍岡の森」に隣接する位置にあることから、その視点が求められている。

本町としてはどのような施策を考えているのか。

(7) 煤谷川改修は学研狛田地区の開発との大きな係わりがある。昨今は「集中豪雨」による災害が頻発しており、煤谷川改修も地元の大きな課題となってきている。本町防災マップの「煤谷川浸水想定区域図」にもその範囲が示されている。京都府の「煤谷川改修計画」では、平成40年までに改修工事を終了するとされているが、現時点ではとても見通せない。本町は「京都府へ引き続き要望する。」との回答でしかない。府とのやりとりはあるのか。

(8) 狛田住民は「狛田地域まちづくり基本構想」に沿ってのまちづくりがどのように進むのか見守っている。狛田駅東の整備はアクセス道路のメドがたった今、狛田駅と商業施設の整備がこれから進捗することは理解できている。学研狛田東地区の開発ステージが視界に入り、駅西・駅中の開発に大きな関心が寄せられている。今後、学研狛田東地区の開発に沿い「狛田地域のまちづくり」がどのように進むのか、その概要につき説明を求める声が広がっている。狛田地域住民に対し、説明はいつどのようになるのか。

質問事項	質問要旨
	15番 塩井 幹雄
1 避難行動要支援者登録制度について	<p>この制度は災害対策基本法に定めるところにより、災害時に自力避難が難しい方への支援等を行うための基礎となる名簿を作成して避難支援等の関係者に情報提供することによって、円滑かつ迅速な支援体制を行うことを目的とした制度である。</p> <p>精華町においては地震、大雨による木津川の氾濫、土砂崩れなどによる大きな災害は幸いにも起こってはいないが、いつ何時起こる可能性があり、その時のためこの制度は必要不可欠であり、高齢者、障害者など一人で避難が困難な方にとっては重要な制度であります。</p> <p>住民みんなが災害時に安心・安全に円滑な避難が出来るよう、以下のことを伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 制度の概要について (2) 登録者の範囲及び登録方法について (3) 現状の運用体制と避難支援関係者の役割は (行政と、民生児童委員、地元自治会など) (4) 情報共有に同意しない人への対応は (5) 今後の課題は

質問事項	質問要旨
17番 内海 富久子	
1 中学校における生徒のスマートフォン持込みについて	<p>学校のICT環境の整備が進むとともに、小中学生のスマートフォンの所有率が高まっている中、情報通信機器を排除するのではなく積極的に利用する機運が高まっている。全国的に登下校や災害などの緊急事態などさまざまな状況から、スマホや携帯を学校に持っていくことを許可している学校も徐々に増えてきている。</p> <p>文部科学省は生徒の利用率の上昇や部活動で帰宅が遅くなることなどを踏まえ、これまで原則禁止としている中学生によるスマートフォンや携帯電話への持ち込みを認めるうえで、トラブル防止に向けた四つの条件を設定するよう求める通知を、2020年8月3日までに全国の教育委員会に出している。</p> <p>(1) 文科省通知について本町の対応は。 (2) 生徒の携帯電話等の所有状況は。 (3) 家庭内で使用する場合の指導は。 (4) 生徒・保護者の情報モラル教育の取り組みは。</p>
2 感染症の予防接種について	<p>(1) 成人風しん対策（抗体検査）の実施率の向上策について</p> <p>風疹のワクチンを接種する機会がなかった40代から50代の男性を対象に、昨年度から免疫があるかどうか調べる抗体検査、予防接種の無料クーポンが配布されている、しかし厚労省では今年4月までの抗体検査率は20%で予防接種を受けた人は4.5%にとどまっている。コロナの影響もあり利用が進まず期限を1年間延長されました。風疹は、妊娠中の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんの耳や目、心臓などに障害が出るおそれがあり、より多くの方に早急に風しんの抗体検査・予防接種が重要です。今後、更なる推進が必要です。本町の利用状況を伺う。</p> <p>(2) 子宮頸がんワクチン接種の情報提供</p> <p>ワクチン接種で予防可能な病気の一つに、子宮頸がんがある。ヒトパピローマウイルスへの感染が原因のがんで、年間約1万人の女性が罹患し、約3千人の女性が亡くなっています。そしてこの予防のために世界で広く行われているのが、HPVワクチンの接種です。</p> <p>国の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会」では、平成29年12月に、「HPVワクチンについて、安全性や有効性の両方をよく理解していただくことが必要であり、その為に国民に対する情報提供を充実すべきである。」とされまし</p>

	<p>た。</p> <p>① 国立がん研究センターの調査で、AYA世代（15才～39才の思春期・若年成人）のがん患者5万7788人のうち約8割を女性が占めているという実態で、子宮がんや乳がんが増加しているのが理由との報告書を発表している。また、厚労省は「情報を求めている方に対して市町村から情報提供」として、3種類のリーフレットをHP上に公表している。国の最新情報内容に対して、本町の認識と対応を伺う。</p> <p>② 積極的勧奨ができない市町村が現在行うべきは、個別通知による「情報提供」であると考え。 「情報を知らないまま定期接種の対象期間を過ぎてしまった」という対象者を出さないために、対象の最後の年である高校1年の女子に対しては、個別通知による情報提供を実施する必要があると考えるが、本町の見解を伺う。</p>
<p>3 受診しやすい環境の更なる充実について</p>	<p>働き方も多様になり、勤め先での健康診断がない。家庭、子育てと仕事を優先し、自分のことは後回しになる方も多い。本町は、これまでも様々な方法の取り組みで受診率向上に努められている。さらに、住民の健康を守る検診（健診）を促す支援策に「スマートフォンやパソコンを活用した」集団健診の申込みや予約状況も確認できる方法で、各種検診（健診）を促す支援策を提案するが、本町の考えを伺う。</p>